

北川辺都市計画
(加須市)

都市計画区域の
整備、開発及び保全の方針

埼玉県

都市計画の 案の縦覧	平成28年 8月30日から 平成28年 9月13日まで
都市計画の 決定告示	平成29年 1月27日

< 目 次 >

第1	都市計画の目標	
1	基本的事項	
(1)	都市計画区域の範囲	1
(2)	目標年次	1
2	都市計画の目標	
(1)	当該都市計画区域の特性	2
(2)	当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	2
3	地域毎の市街地像	3
第2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
第3	主要な都市計画の決定の方針	
1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	主要用途の配置の方針	5
(2)	土地利用の方針	5
2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)	交通施設の都市計画の決定の方針	6
(2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	7
(3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	8
3	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
(1)	基本方針	9
(2)	主要な緑地の配置の方針	10
(3)	具体の公園・緑地の配置の方針	11

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

北川辺都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

第1 都市計画の目標

1 基本的事項

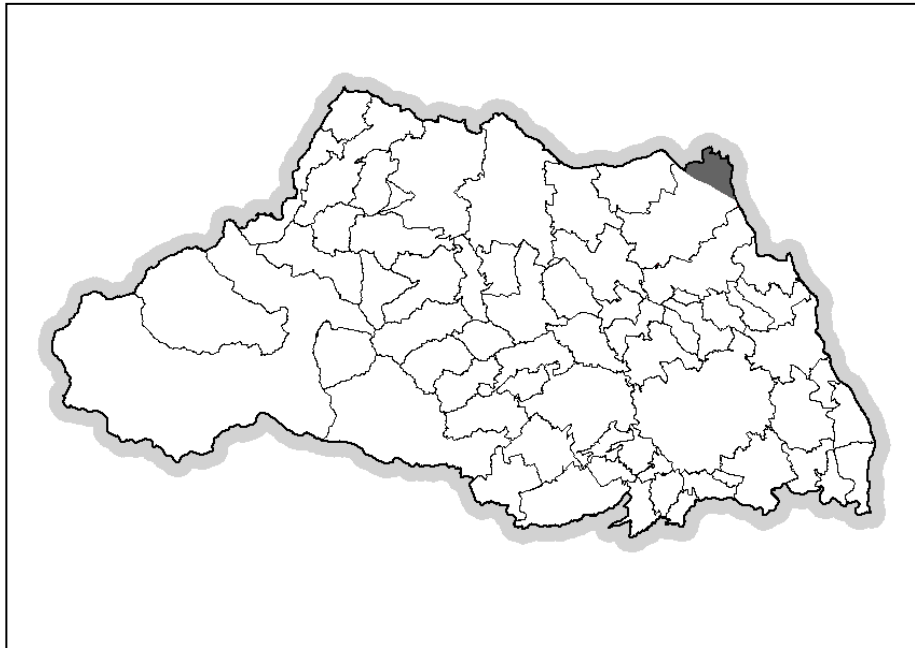
当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、一の市町村を超える広域の見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、本県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。

当該都市計画区域における土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定める。

(1) 都市計画区域の範囲

北川辺都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲は、次のとおりである。

都市計画区域名	市町村名	範囲
北川辺都市計画区域	加須市	行政区域の一部



(2) 目標年次

おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、その実現のための方針を定めるものとする。なお、区域区分については、平成37年を目標年次とする。

2 都市計画の目標

(1) 当該都市計画区域の特性

本区域は、都心から 60km 圏、埼玉県 of 北東部に位置し、茨城県、栃木県及び群馬県との県境に位置しており、利根川、渡良瀬川及び渡良瀬遊水地など周囲を川に囲まれた輪中のまちである。四方を川に取り囲まれ、川に沿った自然堤防上に集落が形成された輪中のまちである。

道路は、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が向上する東北縦貫自動車道館林インターチェンジへ接続する一般国道 354 号や、県道加須北川辺線を骨格として道路網が形成されている。

鉄道は、東武日光線の柳生駅、新古河駅が設置されており、都心方面などへの通勤・通学の主要な交通手段となっている。

東武日光線の柳生駅周辺、新古河駅周辺、麦倉地区及び中央部の北川辺総合支所周辺などに住宅地や集落が形成されており、周辺に広がる田園環境と調和した居住環境が維持されている。

ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地の広大な親水空間などの豊かな自然に恵まれ、米の産地としても有名な田園景観が広がっている。また、過去の水害との戦いの歴史を伝える水塚などの歴史的遺産が残されている。

このようなことから、恵まれた自然環境や歴史・文化などの地域資源を活かして、人と自然が共生できるまちづくりを進めながら、都市環境の充実に努めることが重要である。

(2) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

○ コンパクトなまちの実現

高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。

地域の特色や特性を活かしながら、商業・医療・福祉・子育て支援施設など都市機能の充実を図り、ゆとりある質の高い居住環境を形成する。

また、各地域間のアクセス性を高め、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。

公共交通の利用促進やみどりの保全・創出などにより、低炭素社会の実現を図る。

○ 地域の個性ある発展

高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたいくなるような魅力あるまちづくり、また、魅力を発信していくようなまちづくりを進める。

○ 都市と自然・田園との共生

田畑・屋敷林を活用しつつ、良好な田園・自然を保全する。また、渡良瀬遊水地の恵まれた自然を活かして、魅力ある自然とのふれあいの場を形成する。

3 地域毎の市街地像

本区域の多くは、農業振興地域に指定されており、これらの農地を保全しつつ、農地や自然環境と調和したまちづくりを進めていく。

東武日光線の柳生駅周辺、新古河駅周辺については、地域住民の日常生活における利便性に配慮しつつ、田園環境と調和した潤いある良好な居住環境の形成を図る。

六軒工業団地等の既存工業地区については、雇用の場の創出と地域経済活動の活性化を図るため、周辺環境に配慮した良好な工業系の地域を形成する。

ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地、利根川、渡良瀬川などの河川敷は、河川の計画と整合を図りながら自然環境と調和したスポーツ・レクリエーションの利用など、その保全・活用を図る。

第2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の決定の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号のイに基づき、区域区分を定めるものとする。

2 区域区分の方針

柳生駅周辺及び新古河駅周辺については、区域区分の設定に向けて、まとまりのある良質な市街地形成を誘導していく。

第3 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

住居の環境を保護するとともに、日常生活に必要な利便施設や雇用の場を確保するため、周辺に広がる自然環境や田園風景との調和を図りながら、地域の特性に応じた用途を配置する。

(2) 土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

集团的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も優良な農地として保全に努める。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

風水害などにより溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある区域については、都市計画を活用して、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や、利根川、渡良瀬川などの水辺空間やその周辺などについては、優れた自然環境の保全を図る。

④ 都市防災に関する方針

埼玉県地域防災計画を踏まえ、まちの不燃化・耐震化、安全な避難行動や水害時の避難地確保、また、災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、防災都市づくりを推進する。

特に、都市基盤の整備状況、緊急輸送道路の指定状況、建築物の密集状況などを勘案し、防火地域又は準防火地域の指定を推進する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 交通体系の整備の方針及び整備目標

本区域の主要道路は、古河市や館林市などを結ぶ一般国道354号とそのバイパス、県道加須北川辺線などの幹線道路を中心に構成され、隣接区域である同市内の加須都市計画区域と連携した道路網が形成されている。

公共交通機関は、東武日光線の柳生駅、新古河駅が設置されているほか、市営バス等が運行されている。

道路については、利便性の向上を図るとともに、超高齢社会に対応した安心・安全な通行環境を確保していく必要がある。また、公共交通機関の利便性や結節性の向上などにより、総合的な交通体系を確立していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- ・ 歩行者や自転車の通行環境を充実するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、総合的な交通体系を確立する。
- ・ 利根川を含む広域的な交流・連携を強化するため、広域交通ネットワークの構築を図る。
- ・ 施設整備にあたっては、既存施設の有効利用を図りつつ、ユニバーサルデザインの考え方に配慮し、計画的かつ段階的に整備を行う。

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

広域交通を軸として、土地利用の動向を勘案しつつ、各地区間の交通を円滑に処理するために必要な道路網を配置する。

b 鉄道

通勤・通学の主要な交通手段となっている鉄道の利便性を向上するため、鉄道駅への結節性を高めるアクセス道路などの施設を配置する。

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

将来の人口規模や都市活動の集積、洪水や集中豪雨などによる災害の発生に対応した環境の保全及び防災の強化を図るため、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理人口普及率100%を目指し、処理施設の整備を進める。

また、河川については、「洪水等による災害の発生防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」、「排水機場の適切な管理」、「河川環境の整備と水環境の保全」の観点から整備を進め、流域の雨水流出抑制対策など、総合的な治水対策を進める。

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために、必要な都市施設の整備に努める。

なお、埼玉県廃棄物処理基本計画で目指す循環型社会の構築を推進する。

3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や、利根川、渡良瀬川などの水辺空間やその周辺の緑地など、豊かな自然環境に恵まれている。また、米の産地としても有名な肥沃で平坦な水田地帯が広がり、点在する屋敷林や社寺林などの緑とともに田園景観を形成している。

埼玉県広域緑地計画を踏まえ、埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。

また、自然環境の保全を図るとともに、防災の機能、環境負荷低減の機能、景観形成の機能、ふれあい提供の機能を確保する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や利根川、渡良瀬川などをネットワーク上の「核」として活かしながら、田園の緑を適切に保全し、ネットワークの「拠点」づくりを進める。そして、樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上など「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、緑の連続性を確保しながら「形成軸」とし、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していく。

<自然環境の保全>

ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や、利根川、渡良瀬川などの水辺空間やその周辺などの広域的な視点から必要な緑地を保全するとともに、社寺林・屋敷林などの身近な緑の保全を図る。

<防災の機能>

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるために必要な公園や緑地等を配置する。

<環境負荷軽減の機能>

樹林地や公園、河川・水路や街路樹、公共施設や建物の壁面・屋上等の緑化などにより、大気汚染等の影響、ヒートアイランド現象の緩和を推進する。

<景観形成の機能>

田園や緑地、水辺空間などが形成する景観を保全・活用する。

<ふれあい提供の機能>

公園や緑地等は、地域の状況を踏まえ、適切に配置し、整備することにより、レクリエーション機能の充実を図るとともに、緑とふれあう場を提供する。

(3) 具体の公園・緑地の配置の方針

<街区公園>

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<近隣公園>

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<地区公園>

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<運動公園>

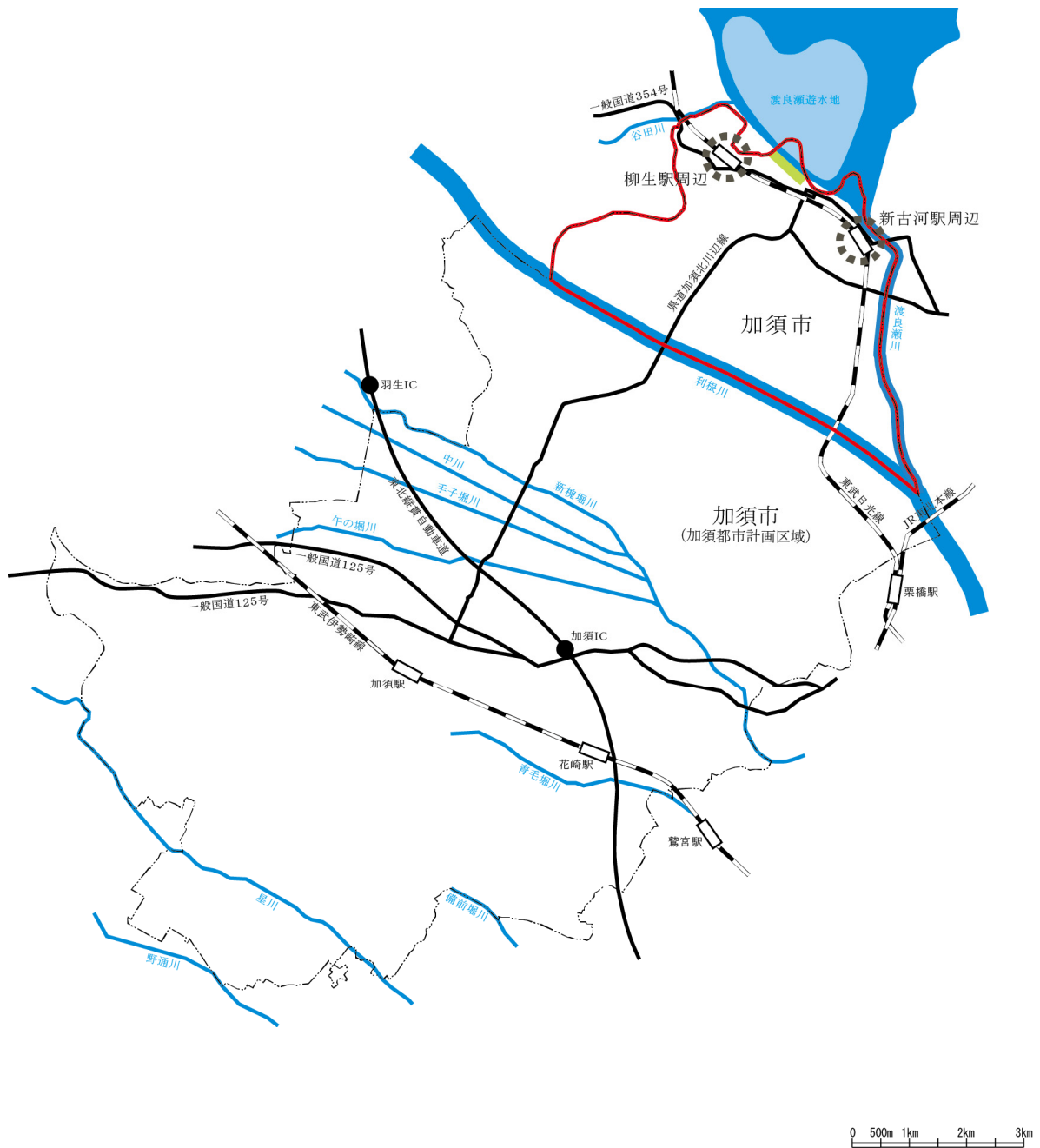
都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、利用圏域人口、土地利用状況及び将来の見通しなどを勘案して配置する。

<その他>

都市の状況に応じてその他の公園・緑地等を配置する。

まとまりのある樹林地等については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図る。

北川辺都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡 例	
都市計画区域	鉄道
行政区域	広域交通
公園・緑地等	河川
地域毎の市街地像の地域	

(注) 方針図は、おおむねの位置を示している。
公園・緑地等は、広域的なものを示している。